

介護老人保健施設 愛と結の街

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）

重要事項説明書

当施設はご契約者に対して短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの説明内容は次の通りです。

- ・ 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）約款
- ・ ご利用案内（別紙１）
- ・ 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）について（別紙２）
- ・ 個人情報の利用目的（別紙３）

※説明を行うにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

同意日 令和 年 月 日

利 用 者 _____ 印

契約保証人 _____ 印

介護老人保健施設短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護) 利用約款

第1条 (約款の目的)

介護老人保健施設愛と結の街（以下「当施設」という）は、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供し、一方、利用者及び契約保証人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

第2条 (適用期間)

- 1 本約款は、利用者及び契約保証人が介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書（以下「同意書」という。）を当施設に提出し、契約を締結したときから効力を有します。
- 2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

第3条 (利用者からの解除)

利用者及び契約保証人は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

なお、この場合利用者及び契約保証人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。

第4条 (当施設からの解除)

当施設は、利用者及び契約保証人に対し、次に掲げる事項が1つでも該当する場合には、本約款に基づく入所契約を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）での対応が困難（専門的な治療が必要）と判断された場合

- ④利用者及び契約保証人が、本約款に定める利用料金を3ヶ月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず20日間以内に支払われない場合
- ⑤利用者又は契約保証人が、当施設、当施設の職員または他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為または反社会的行為を行った場合
- ⑥天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設が利用できる状態でない場合
- ⑦利用者又は契約保証人が本約款又は当施設が定める諸規定を遵守せず、改善を求めても改善されなかった場合。
- ⑧利用者、契約保証人又はその関係者が当施設からの指示に正当な理由なく従わず、当施設によるサービスの提供が困難になった場合
- ⑨その他前記①ないし⑧に類する事情により本約款に基づく入所契約の継続が困難となった場合

第5条 （利用料金）

- 1 利用者及び契約保証人（支払保証人が定められている場合は支払保証人。以下、第5条においては同様とする。）は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。
- 2 当施設は、利用者及び契約保証人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求明細書を、毎月15日位までには送付致します。利用者及び契約保証人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は 直接事務所窓口にて支払うか、銀行口座引き落とし、若しくは金融機関（銀行・郵便局）への振込とします。
- 3 当施設は、利用者又は契約保証人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は契約保証人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。
銀行口座引き落とし、若しくは金融機関への振込の場合、領収書は翌月の請求明細書へ同封致します。

第6条 （契約保証人）

- 1 契約保証人は、本契約に基づく利用者の当施設に対する一切の債務につき、30万円を極度額として、利用者と連帯して債務を履行する責を負います。
- 2 当施設が契約保証人に対して履行の請求をしたときは、利用者に対しても、その履行の請求の効力が生じるものとします。
- 3 契約保証人から請求があったときは、当施設は、契約保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額など利用者の当施設に対する債務に関する情報を提供するものとします。

第 7 条 （記録）

- 1 当施設は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後 5 年間は保管します。
- 2 当施設は、利用者又は契約保証人が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、記録開示委員会を開催した後にこれに応じます。但し、利用者又は契約保証人以外の者に対しては、成年後見制度における後見人の承諾がある場合に限り、これに応じます。

第 8 条 （身体の拘束及び虐待）

- 1 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師が、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記載することとします。また、身体拘束を行う場合は別紙の身体拘束に関する説明書にて同意を得ることとします。
- 2 当施設は利用者への身体的、心理的、性的、経済的虐待を行いません。また、当施設内での虐待を防止するため、責任者を設置し、委員会及び指針の整備を行い、職員に対して定期的な研修等による啓発と周知を行います。

第 9 条 （緊急時の対応）

- 1 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により往診が必要と認める場合、協力医療機関または協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）での対応が困難な状態、または、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前 2 項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び契約保証人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

第 10 条 （事故発生時の対応）

- 1 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前 2 項のほか、当施設は利用者又は契約保証人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。
- 4 事故発生防止のため責任者を設置し、委員会及び指針の整備を行い、職員に対して定期的な研修等による啓発と周知を行います。

第 1 1 条 （秘密の保持及び個人情報の保護）

- 1 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は契約保証人又はその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙 3 のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。
 - ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター[介護予防支援事業所]）等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
 - ⑥ 公安当局及び司法当局からの調査依頼
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

第 1 2 条 （要望または苦情等の申出）

- 1 利用者及び契約保証人は、当施設の提供する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に対しての要望または苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができます。また、備付けの用紙で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。
- 2 事業者は利用者及び契約保証人が苦情申し立てをしたときは、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無、その方法について、利用者及び契約保証人に掲示にて報告します。

第 1 3 条 （賠償責任）

- 1 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって事故が発生した場合には、当施設安全管理委員会で協議した結果をもって、利用者に対して損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び契約保証人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

第 1 4 条 （業務継続計画の策定等）

- 1 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所療養介護（予防短期入所療養介護）サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 当施設は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 1 5 条 （利用契約に定めのない事項）

この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は契約保証人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙 1>

介護老人保健施設愛と結の街（短期入所）のご案内

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- | | |
|-----------|--------------------------|
| ・施設名 | 公益財団法人慈愛会 介護老人保健施設 愛と結の街 |
| ・開設年月日 | 平成8年6月18日 |
| ・所在地 | 鹿児島市小原町8-3 |
| ・電話番号 | 099-260-6060 |
| ・ファックス番号 | 099-284-5689 |
| ・管理者名 | 海江田 一也 |
| ・介護保険指定番号 | 介護老人保健施設（4650180070号） |
| ・加算体制 | (i) 短期入所療養介護 |

I型基準3：1以上の看護・介護を配置

サービス提供体制強化加算 I

介護職員処遇改善加算 I

介護職員等特定処遇改善加算 I

介護職員等ベースアップ等支援加算

介護職員等処遇改善加算 I

認知症ケア加算

認知症専門ケア加算 I

認知症専門ケア加算 II

療養食加算

施設送迎加算

個別リハビリテーション加算

夜勤職員配置加算

重度療養管理加算 I

緊急短期入所受入加算

認知症緊急対応加算

若年性認知症利用者受入加算 I

在宅復帰在宅療養支援加算 II

緊急時施設療養費

総合医学管理加算

口腔連携強化加算

生産性向上推進体制加算 II

(ii) 介護予防短期入所療養介護

I型基準3：1以上の看護・介護を配置

*同上

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他

必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の理念・方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

〔介護老人保健施設愛と結の街の運営理念・方針〕

【運営理念】

愛と結の街 WIN-WIN-WIN
心豊かな生活を目指し共に育むふれあいの街

- ① 利用者と共に自己実現を目指します。
- ② 家族と共に信頼と協力で在宅をサポートします。
- ③ 地域と共に安全と安心して暮らせる社会を目指します。

【運営の方針】

- ① 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画及び居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話を行い、居宅における生活への復帰を目指します。
- ② 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行ないません。
- ③ 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるように努めます。
- ④ 当施設では、明るく家庭的な雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- ⑤ サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するように努めます。
- ⑥ 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外での利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得て行います。ただし、約款にある第9条第1項の例外事項については、この限りではありません。

(3) 施設の職員体制

管理者（医師と兼務）	1 名
従業者	
医師	1 名以上
薬剤師	0. 4 名以上
理学療法士	2 名以上
看護職員	1 0 名以上
介護職員	2 4 名以上
相談指導員	1 名以上
介護支援専門員	1 名以上
管理栄養士（栄養士）	1 名以上
調理員・事務職員等	必要な人員を配置しています。

＊ 空床利用のため、入所職員と兼務

【職務内容】

当施設職員の職務内容は、次のとおりとします。

- ① 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行います。
- ② 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて日常的な医学的対応を行います。
- ③ 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行います。
- ④ 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画及び居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づく看護を行います。
- ⑤ 介護職員は、利用者の施設サービス計画及び居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づく介護を行います。また、所定の研修を修了した介護職員は、介護職員に認められているたん吸引や胃ろうによる注入の医療行為を行います。
- ⑥ 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行います。要介護認定及び要介護認定更新等の行政手続代行を行います。
- ⑦ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と協働してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行います。
- ⑧ 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行います。
- ⑨ 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画及び短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の原案をたてます。
- ⑩ 歯科衛生士は歯科医師や介護職員等と協働して口腔機能実施計画書を作成するとともに口腔機能の管理と実施に際しての指導を行います。
- ⑪ その他（調理員、事務職員等）は専門業務を行います。

(4) 入所定員等

- ・空床利用
- ・療養室 特別個室 6室 認知症専門棟個室 8室 個室 2室
2人部屋 6室 4人部屋 18室

居室の変更：利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者又は契約保証人、ご家族等と協議のうえ決定するものとします。

2. サービス内容

- ① 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ② 医学的管理・看護
- ③ 介護（退所時の支援も行います）
- ④ リハビリテーション
- ⑤ 食事
 - ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
 - （食事時間） 朝食・ 7：40～
昼食・ 11：50～
夕食・ 17：50～
- ⑥ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑦ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑧ 入浴
 - ・入浴又は清拭は、ご希望及び居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、原則7日間につき2回程度行います。
 - ・寝たきりの方でも特殊浴槽を使用して入浴することができます。
- ⑨ 理美容サービス
 - ・ご希望のあるときには、理美容師に出張していただきサービスを受けられます。（ただし費用は、自費負担です）
- ⑩ 相談援助サービス
 - ・利用者・ご家族などの処遇上の問題や悩み等について相談及び助言または情報の提供を行います
- ⑪ 行政手続代行
 - ・行政手続の代行や助言を行います。
- ⑫ その他自立への支援
 - ・短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づき実施します。

⑬ その他

- ・これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にお知りになりたい方はご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

・名 称	今村総合病院
・住 所	鹿児島市鴨池新町 1 1 - 2 3
・電 話	0 9 9 - 2 5 1 - 2 2 2 1

・名 称	いづろ今村病院
・住 所	鹿児島市堀江町 1 7 - 1
・電 話	0 9 9 - 2 2 6 - 2 6 0 0

・協力歯科医療機関

・名 称	福原歯科クリニック
・住 所	鹿児島市東谷山 2 丁目 1 4 - 7
・電 話	0 9 9 - 2 6 9 - 0 1 7 7

・名 称	小松原すえなが歯科
・住 所	鹿児島市小松原 2 丁目 2 0 - 1 6
・電 話	0 9 9 - 2 6 0 - 4 1 8 2

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みにつきましては必ず職員までご相談下さい。

① 面会時間

- ・午前 8 : 0 0 から 2 1 : 0 0 までです。

② 外出・外泊

- ・外出時は行き先、外出時間、帰所時間、ご連絡先等を必ず外出届にご記入下さい。
- ・短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用中は、基本的に外泊はできません。

③ 飲酒・喫煙

- ・こちらで提供させて頂く場合を除き、原則として飲酒は禁止します。ただし、要望等ございましたらご相談下さい。
- ・敷地内は原則禁煙となっております。所持品・備品等の持ち込み
- ・所持品にはすべてお名前を書いていただくようお願いいたします。そのほかの電気器具の持ち込みをされた方は、電気代（55 円/日・税込）のお支払いをお願い致します。

④ 金銭・貴重品の管理

- ・原則として金銭・貴重品はお預かりいたしません。金銭・貴重品の盗難、紛失に関しては当施設では責任を持ちませんのでお持ちにならないようお願いいたします。

⑤ 外出・外泊時等の施設外での受診について

- ・入所中は、施設からの紹介状がないと病院の受診は出来ません。外出・外泊中に体調を悪くしたり、ケガをされたりした場合は、まず施設にご相談下さい。

入所中の病院受診

- ・入所中に受診や検査、専門的治療が必要となった場合は、施設から紹介状を発行し、適切な医療機関をご紹介します。紹介状の無い受診は原則出来ません。

入所中の病院受診時の送迎について

- ・緊急時又は医師が必要と認める場合は救急車で受診致します。左記以外
の受診はご家族での対応となります。

突発的に他院へ転院となった後の再入所について

- ・転院となった場合、施設は退所になります。病院入院中の部屋の確保は出来ません。再入所を希望される場合、部屋の準備をする必要がありますので、退院の予定がたちましたら、出来るだけ早く、支援相談員・介護支援専門員までご相談下さい。

その他

- ・ペットの持ち込み
ペットの持ち込みは禁止とします。但し盲導犬・介助犬・聴導犬に関してはこの限りではありません。
- ・火気及び刃物の取り扱い
火気類や刃物の持ち込み及び取り扱いは禁止です。

5. 非常災害対策

- ① 非常災害対策として 建築法、老人保健施設建設法基準に基づいて、防火用消火栓・防煙シャッター・スプリンクラー等の消火設備、非常口等の避難設備及び、非常ベル等 警報設備をもうける。
- ② 火元管理責任者を設置すると共に、自営消防隊を組織し所轄の消防機関の指導の下定期的な避難、誘導、消火器等の訓練を実施する。
 - ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

要望及び苦情等の相談は、支援相談員に直接申し出ることができ、または玄関・各階に備えつけられた「ご意見箱」に投函して申し出る事が出来ます。セーフティ委員会が対応致します。対応の結果は掲示板にて公表します。

ご質問やご相談は、各部署責任者または以下の相談窓口をご利用下さい。

介護老人保健施設 愛と結の街 担当：支援相談員		
受付曜日	受付時間	連絡先
月曜日～土曜日 (日・祝祭日除く)	午前 8 時 3 0 分～ 午後 5 時 3 0 分	T E L 099-260-6060
		F A X 099-284-5689
鹿児島市 健康福祉局 すこやか長寿部		
受付曜日	受付時間	連絡先
月曜日～金曜日 (土・日・祝祭日除く)	午前 9 時 0 0 分～ 午後 5 時 1 5 分	T E L 099-216-1280
		F A X 099-219-4559
鹿児島県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護保険相談室		
受付曜日	受付時間	連絡先
月曜日～金曜日 (土・日・祝祭日除く)	午前 9 時 0 0 分～ 午後 5 時 0 0 分	T E L 099-213-5122
		F A X 099-213-0817
鹿児島県社会福祉協議会 事務局 長寿社会推進部		
受付曜日	受付時間	連絡先
月曜日～金曜日 (土・日・祝日12/29～1/3 除く)	午前 9 時 0 0 分～ 午後 4 時 0 0 分	T E L 099-286-2200
		F A X 099-257-5707

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）について

1. 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の概要

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画が作成されますが、その際、利用者又は代理人（もしくは保証人）又はその家族の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

2. 利用料金

（1）基本料金

（i）短期入所療養介護

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度と介護保険負担割合証に記載されている割合額により利用料が異なります。）

※ 1 割負担の場合（1 日当たりの利用料）（単価：円）

	基本型		在宅強化型	
	多床室	個室	多床室	個室
要介護 1	8 3 0	7 5 3	9 0 2	8 1 9
要介護 2	8 8 0	8 0 1	9 7 9	8 9 3
要介護 3	9 4 4	8 6 4	1, 0 4 4	9 5 8
要介護 4	9 9 7	9 1 8	1, 1 0 2	1, 0 1 7
要介護 5	1, 0 5 2	9 7 1	1, 1 6 1	1, 0 7 4

* 上記の基本料金の他に、サービス提供体制強化加算Ⅰとして 2 2 円・夜勤職員配置加算が 2 4 円加算されます。

* 介護職員処遇改善加算Ⅰとして総単位数の 3. 9 %、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰとして総単位数の 2. 1 %、介護職員等ベースアップ等支援加算 0. 8 % が加算されます。（令和 6 年 5 月まで）。令和 6 年 6 月以降、介護職員等処遇改善加算Ⅰに変更されます。

* 療養食加算（医師の発行する食事せんに基づき提供）8 円/回 加算
されます。

* 認知症専門棟入所の場合は上記施設利用料に 7 6 円加算されます。

* 認知症専門ケア加算Ⅰ 3 円/日

* 認知症専門ケア加算Ⅱ 4 円/日

* 送迎加算（片道毎） 1 8 4 円/回

* 認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日
* 個別リハビリテーション加算	240円/回
* 若年性認知症利用者受入加算	120円/日
* 重度療養管理加算 1	120円
* 重度療養管理加算 2	60円
* 緊急短期入所受入加算	90円
* 在宅復帰在宅療養支援加算Ⅱ	51円
* 口腔連携強化加算	50円/回
* 生産性向上推進体制加算Ⅱ	10円/回

※ 2割負担の場合（1日当たりの利用料）

	基本型		在宅強化型	
	多床室	個室	多床室	個室
要介護 1	1, 660	1, 506	1, 804	1, 638
要介護 2	1, 760	1, 602	1, 958	1, 786
要介護 3	1, 888	1, 728	2, 088	1, 916
要介護 4	1, 994	1, 836	2, 204	2, 034
要介護 5	2, 104	1, 942	2, 322	2, 148

- * 上記の基本料金の他に、サービス提供体制強化加算Ⅰとして44円・夜勤職員配置加算が48円加算されます。
- * 介護職員処遇改善加算Ⅰとして総単位数の3.9%、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰとして総単位数の2.1%、介護職員等ベースアップ等支援加算0.8%が加算されます。（令和6年5月まで）。
令和6年6月以降、介護職員等処遇改善加算Ⅰに変更されます。
- * 療養食加算（医師の発行する食事せんに基づき提供）16円/回 加算されます。
- * 認知症専門棟入所の場合は上記施設利用料に152円加算されます。
- * 認知症専門ケア加算Ⅰ 6円/日
- * 認知症専門ケア加算Ⅱ 8円/日
- * 送迎加算（片道毎） 368円
- * 認知症行動・心理症状緊急対応加算 400円
- * 個別リハビリテーション加算 480円/回
- * 若年性認知症利用者受入加算 240円
- * 重度療養管理加算 1 240円
- * 重度療養管理加算 2 120円
- * 緊急短期入所受入加算 180円
- * 在宅復帰在宅療養支援加算Ⅱ 102円
- * 口腔連携強化加算 100円/回
- * 生産性向上推進体制加算Ⅱ 20円/回

※ 3 割負担の場合（1 日当たりの利用料）

（単価：円）

	基本型		在宅強化型	
	多床室	個室	多床室	個室
要介護 1	2, 4 9 0	2, 2 5 9	2, 7 0 6	2, 4 5 7
要介護 2	2, 6 4 0	2, 4 0 3	2, 9 3 7	2, 6 7 9
要介護 3	2, 8 3 2	2, 5 9 2	3, 1 3 2	2, 8 7 4
要介護 4	2, 9 9 1	2, 7 5 4	3, 3 0 6	3, 0 5 1
要介護 5	3, 1 5 6	2, 9 1 3	3, 4 8 3	3, 2 2 2

※ 上記の基本料金の他に、サービス提供体制強化加算Ⅰとして 6 6 円・夜勤職員配置加算が 7 2 円加算されます。

※ 介護職員処遇改善加算Ⅰとして総単位数の 3. 9 %、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰとして総単位数の 2. 1 %、介護職員等ベースアップ等支援加算 0. 8 % が加算されます。（令和 6 年 5 月まで）。令和 6 年 6 月以降、介護職員等処遇改善加算Ⅰに変更されます。

※ 療養食加算（医師の発行する食事せんに基づき提供）2 4 円/回 加算されます。

※ 認知症専門棟入所の場合は上記施設利用料に 2 2 8 円加算されます。

※ 認知症専門ケア加算Ⅰ 9 円/日

※ 認知症専門ケア加算Ⅱ 1 2 円/日

※ 送迎加算（片道毎） 5 5 2 円/回

※ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 6 0 0 円/日

※ 個別リハビリテーション加算 7 2 0 円/回

※ 若年性認知症利用者受入加算 3 6 0 円/日

※ 重度療養管理加算 1 3 6 0 円

※ 重度療養管理加算 2 1 8 0 円

※ 緊急短期入所受入加算 2 7 0 円

※ 在宅復帰在宅療養支援加算Ⅱ 1 5 3 円

※ 口腔連携強化加算 1 5 0 円/回

※ 生産性向上推進体制加算Ⅱ 3 0 円/回

（ii）介護予防短期入所療養介護

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要支援の程度と介護保険負担割合証に記載されている割合額により利用料が異なります。）

※ 1 割負担の場合（1 日当たりの利用料）

（単価：円）

	基本型		在宅強化型	
	多床室	個室	多床室	個室
要支援 1	6 1 3	5 7 9	6 7 2	6 3 2
要支援 2	7 7 4	7 2 6	8 3 4	7 7 8

※ 上記の基本料金の他に、サービス提供体制強化加算Ⅰとして 2 2 円・夜勤職員配置加算が 2 4 円加算されます。

※ 介護職員処遇改善加算Ⅰとして総単位数の 3. 9 %、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰとして総単位数の 2. 1 %、介護職員等ベースアップ等支援加算 0. 8 % が加算されます。（令和 6 年 5 月まで）。令和 6 年 6 月以降、介護職員等処遇

改善加算Ⅰに変更されます。

*療養食加算（医師の発行する食事せんに基づき提供）	8円/回	加算されます
*個別リハビリテーション加算	240円/回	
*認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3円/日	
*認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4円/日	
*送迎加算（片道毎）	184円/回	
*若年性認知症受入加算	120円/日	
*口腔連携強化加算	50円/回	
*生産性向上推進体制加算Ⅱ	10円/回	

※2割負担の場合（1日当たりの利用料）（単価：円）

	従来型		在宅強化型	
	多床室	個室	多床室	個室
要支援1	1, 226	1, 158	1, 344	1, 264
要支援2	1, 548	1, 452	1, 668	1, 556

*上記の基本料金の他に、サービス提供体制強化加算Ⅰとして44円・夜勤職員配置加算が48円加算されます。

*介護職員等処遇改善加算Ⅰとして総単位数の7.5%が加算されます。

*療養食加算（医師の発行する食事せんに基づき提供）16円/回加算されます。

*個別リハビリテーション加算	480円/回
*認知症専門ケア加算Ⅰ	6円/日
*認知症専門ケア加算Ⅱ	8円/日
*送迎加算（片道毎）	368円
*若年性認知症受入加算	240円/日
*口腔連携強化加算	100円/回
*生産性向上推進体制加算Ⅱ	20円/回

※3割負担の場合（1日当たりの利用料）（単価：円）

	従来型		在宅強化型	
	多床室	個室	多床室	個室
要支援1	1, 839	1, 737	2, 016	1, 896
要支援2	2, 322	2, 178	2, 502	2, 334

*上記の基本料金の他に、サービス提供体制強化加算Ⅰとして66円・夜勤職員配置加算が72円加算されます。

*介護職員等処遇改善加算Ⅰとして総単位数の7.5%が加算されます。

*療養食加算（医師の発行する食事せんに基づき提供）24円/回加算されます。

*個別リハビリテーション加算	720円/回
*認知症専門ケア加算Ⅰ	9円/日
*認知症専門ケア加算Ⅱ	12円/日
*送迎加算（片道毎）	552円/回
*若年性認知症受入加算	360円/日
*口腔連携強化加算	150円/回

(2) その他の料金

- ① 食費／1日あたり 1,445円
- ② 滞在費（療養室の利用費）／1日
 - ・従来型個室 1,668円（令和6年8月以降 1,728円に変更）
 - ・多床室 377円（令和6年8月以降 437円に変更）

（食費・居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。）
- ③ 利用者が選定する特別な療養室料／1日
 - 特室（個室） 550円 ・個室 550円
 - 二人部屋 550円
- ⑤ 教養娯楽費

レクリエーション等で使用する材料費や物品費として徴収させていただきます。
- ⑤ エプロンのご使用を希望される場合は、レンタル料として1日30円（税込）徴収させていただきます。
- ⑥ 理美容代

ご希望のあるときには、理美容師に出張していただきサービスを受けられます。（ただし費用は、自己負担です）
- ⑦ 行事費 実費

小旅行や観劇等の費用や講師を招いて実施するカルチャー教室の費用で参加された場合にお支払いいただきます。
- ⑧ 健康管理費 実費

インフルエンザ等予防接種をご希望の場合、係る費用をお支払いいただきます。
- ⑨ その他の費用 実費

（個人的に使用する機器等にかかる電気代（55円/日税込、携帯電話・電気カミソリは除く）、診断書等の文書の発行など）

<別紙3>

個人情報の利用目的

介護老人保健施設愛と結の街では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護・診療情報の提供および個人情報の保護に関するお知らせ

当施設は、利用者の皆様への説明と納得に基づくサービス提供（インフォームド・コンセント）および個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

介護・診療情報の提供

- ◆ ご自身の症状やケアについて質問や不安がおありになる場合は、遠慮なく、直接、医師、看護師、介護福祉士 または支援相談員に質問し、説明を受けてください。
この場合には、**特別の手続きは必要ありません。**

介護・診療情報の開示

- ◆ ご自身の介護・診療記録の閲覧や謄写をご希望の場合は、遠慮なく、医師または「相談室」に開示をお申し出ください。開示の可否を検討の上、ご連絡致します。開示・謄写に必要な実費をいただきますので、ご了承ください。

個人情報の内容訂正・利用停止

- ◆ 個人情報とは、氏名、住所等の**特定の個人を識別できる情報**を言います。
- ◆ 当施設が保有する個人情報（介護・診療記録等）が事実と異なるとお考えになる場合は、内容の訂正・利用停止を求めることができます。職員にお申し出ください。調査の上、対応致します。

個人情報の利用目的

- ◆ 個人情報は以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて利用致します。
- ◆ サービス提供のために利用する他、施設運営、教育・研修、行政命令の遵守、公安・司法の調査・依頼、生命保険及び損害保険会社からの保険金支払いのための個人情報確認、他の医療・介護・福祉施設との連携等のために、個人情報を利用することがあります。また、外部機関による施設評価、学会や出版物等で個人名が特定されないかたちで報告することがあります。**詳細は『症例研究発表について』に記載します。**
- ◆ 当施設は卒後医師臨床研修施設及び介護職等の研修施設に指定されており、研修・養成の目的で、研修医および介護・医療専門職等の学生等が、診療、看護、介護などに同席する場合があります。

ご希望の確認と変更

- ◆ 居室における氏名の掲示を望まない場合にはお申し出ください。ただし、事故防止・安全確保のためには、氏名の掲示が望ましいです。
- ◆ 電話あるいは面会者からの部屋番号等の問い合わせへの回答を望まない場合には、お申し出ください。
- ◆ 一度出されたご希望を、**いつでも変更することが可能です。**お気軽にお申し出ください。

相談窓口

- ◆ ご質問やご相談は、各部署責任者または以下の相談窓口をご利用ください。
相談窓口 支援相談員（1階 事務所横 地域連携室）

付 則

この規定は、令和6年4月1日より施行する。